

# 「抽象的・機能的に表現されたクレームの解釈」について

弁護士 青柳 吟子<sup>※</sup>

## はじめに

我が国で機能的クレームについての最初の裁判所判断が示された事件（東京地裁昭和51年3月17日判決、ボールベアリング自動組立装置事件）において争点となった、「抽象的・機能的に表現されたクレームの解釈」は、今日においても特許権侵害訴訟でしばしば争点となる、重要な論点である。そこで筆者は本件テーマについて、以下の3部構成によって総括的な考察を行った。

第1部では、我が国で機能的クレームについての最初の判決事例となったボールベアリング自動組立装置事件の具体的な内容に即して、本件テーマの問題点を紹介する。

第2部では、「抽象的・機能的に表現されたクレームの解釈」に関連する判決例を概観し、判決例に示された機能的クレームについての解釈手法及び当該解釈手法についての理由付けを概括的に検討する。

第3部では、本件テーマである「抽象的・機能的に表現されたクレームの解釈」についての理論的な考察を行う。

## 第1 ボールベアリング自動組立装置事件に即した機能的クレーム解釈の問題点の紹介

### 1 訴訟の概要

ボールベアリング自動組立装置事件（本稿末尾別表の判決1）は、昭和44年に東京地裁に提訴されたもので、昭和51年3月17日に一審判決（判工（第一期版）現行法編（11）2305の137の715頁）がなされ、昭和53年12月20日に東京高裁の控訴審判決（別表判決3。判タ381号165頁）がなされている。一審審理が7年という、長期の審理期間が示すとおり、一審においては我が国の特許権侵害訴訟で初めて争点となった機能的クレームの解釈に関して、いかなる解釈手法がとられるべきかについて慎重な審理が重ねられている。従って一審判決には、機能的クレームに関する主たる

問題点に対する判断が示されており、機能的クレームについての裁判所の基本的な考え方が我が国で最初に示された判決となっている。また控訴審判決においても、原告請求を棄却した一審判決を肯定したうえで、機能的クレームに関してのさらに敷衍した判断が示されており、以降の機能的クレームに関連する判決は本判決を踏襲したものとして理解することができると思われる。従って本件事件は古い事件ではあるが、本判決（別表判決1）を理解することは今日における機能的クレームの解釈指針となるものといえるので、敢えて機能的クレームに関する最初の判決事例を取り上げて、本件テーマの問題点を紹介する次第である。

本件事件で主張されたのは米国法人であるA社が特許権者となっている特許第267420号（特公昭35-6252）であり、原告となったX社は上記特許権の専用実施権者であって、被告となったY社とは競業関係にある。

本件特許権の特許請求の範囲の記載は、「内外部品の外方に面する協力面の臨界寸法を外側部品の内方に面する協力面の対応する寸法と自動的に比較するため、及びそれぞれ異なる寸法範囲の中間部品を含む複数の供給手段のうちの選んだ一つから寸法を比較して予定数の中間部品を選出する計測手段を制御するための検査手段を備え、選出した中間部品は計測手段と協力する組立手段により、検査された内外両部品と組み立てられることを特徴とする、内外の軸受環及び軸受のような協力する内外及び中間の部品を自動的に選択して組立てる装置」というものである。

本件訴訟においてはかかるクレームの解釈、特に自動組立装置の要となる、上記クレームにおける「選出した中間部品は計測手段と協力する組立手段により、検査された内外両部品と組み立てられる」という、抽象的・機能的に表現された構成要件の解釈が争点と

<sup>※</sup> 青柳法律特許事務所

なった。何故ならば当該要件を、単に、「計測手段で選出した中間部品（ボール）を、対応する内外両部品（内外環）と組み立てる組立手段」と解釈する場合には、これはボールベアリング組立の作業工程そのものであるから、いわば「ボールベアリングの自動組立という課題そのもの」がクレームに記載してあることになり、ボールベアリングを自動的に組立てる装置である以上は、すべての装置が技術的範囲に属するという結果になるからである。しかしながら「ボールベアリングの中間部品（ボール）を対応する内外両部品（内外環）と自動的に組立てる」ということは、あくまでも課題（目的）そのものにすぎず、特許付与によって保護されるべき「発明」とは、かかる課題をいかなる手段によって解決したかという、具体的な解決手段でなければならない。従って上記の如き「課題」そのものとなるような解釈は、出願人が明細書に開示した「解決手段」を超えて、開示されていない発明に対してまでも特許保護を与えることに帰し、「発明の公開に対する代償」としての我が国の特許制度そのものに反することになる。従って、かかる解釈をすることは許されない。では、いかなる理由付けにより、どのように解釈すべきであろうか。本件訴訟においては、本件テーマの基本的な問題点が、まさに争点となったものである。

## 2 本件明細書における発明の開示と本判決が判示した機能的クレームの解釈指針

本件特許明細書には、本件発明の装置の実施例としては一例のみが記載されており、本件明細書の全ての記載は、この一例の実施例の装置による自動組立の作動説明に尽きている。本件明細書には、この実施例の装置による自動組立の手段以外には、いかなる自動組立の手段も記載も示唆もされていない。

争点となった「協力する」というクレームの記載に対応する唯一の実施例の装置における具体的な構造は、計測手段により選出された一組のボールが漏斗状の「共通の受器」内に排出され、排出されたボールは漏斗状の「共通の受器」の内面を転下して「共通の受器」の単一の出口の下部にある充填機構の溝に入る。一方、排出されたボールに対応する内外環が充填機構の下方の位置に移送され、内外環の偏心が終了すると充填機構の杆が後退させられて、ボールは「共通の受器」及びこれに関連する充填機構の単一の出口を経て、その下方に位置せしめられた対応する内外環の間

隙に充填されるようになっている（詳細は、特許公告公報の図面を参照されたい）。

実施例の装置においては上記の構成となっているため、「共通の受器」内に寸法の異なる二種類以上の組のボールを同時に排出した場合には、異なるボールが「共通の受器」内で混合してしまうため、対応する内外環と組立てることは不可能となる。このため、実施例の装置においては、二種類以上の組のボールを「共通の受器」内に同時に排出することは許されず、組立手段における組立（充填）が完了しない限り、次の組の内外環に適合するボールが計測手段によって選出・排出されることがないようになっている。このように実施例の装置においては、計測手段と組立手段が直接的な1対1の対応関係となっているために、内外環の寸法に適合するボールが計測手段に揃えられていない場合（NGの場合）には、ボールの選択・排出工程も組立工程も空運転となり、NGの発生の都度、組立時間の損失を免れないというものである。

本判決は、ボールベアリング組立の作業工程を記載しているにすぎない本件のクレームの記載は、「内外及び中間の部品を自動的に選択して組立てるという課題の提示」にすぎず、クレームの抽象的表現からは、具体的にいかなる装置部分を有すればクレーム記載の各手段たり得るか、また計測手段と組立手段とがいかなる態様で協力すればクレームで言う「協力」たり得るかを知ることができないから、クレームの抽象的表現は課題の解決を示したものと言うことはできず、本件特許権を有効なものとして技術的範囲を定めるためには発明の詳細な説明の項及び図面（以下、「明細書」という）の記載によらざるを得ない旨を判示している。このように本判決は、「発明」とはアイデアや課題の提示ではなく、課題解決のための具体的な「解決手段」でなければならないことを根拠として、発明の課題を抽象的・機能的に表現したクレームの技術的範囲については、明細書の記載を参酌して解釈する必要があるという解釈指針を、先ず明示している。

次に本判決は、「特許付与による発明の保護は開示に対する代償として与えられるものであり、開示されない発明に対しては保護は与えられるべきものではない」とも根拠として示して、抽象的・機能的に表現されたクレームの技術的範囲については、明細書に開示された発明に基づいて定められなければならないという、解釈指針をも明示している。

このように機能的クレームの解釈についての我が国最初の判決である本判決は、「発明とは課題解決のための解決手段でなければならないこと、また我が国の特許制度における特許付与による保護は発明の公開に対する代償としてのものであることを根拠として挙げることによって、抽象的・機能的クレームは明細書に解決手段として開示された発明に基づいて解釈すべきであるという解釈手法を、判示しているものである。

また本判決は、明細書に解決手段として開示された発明に基づいて、争点の「協力する」とのクレーム要件を解釈するに当たっては、「発明とは技術的思想であるところから、明細書に開示された実施例の装置の具体的な構造そのものとして解釈するのではなく（例えば単一の出口を有する共通の受器の構造そのものとして解釈するのではなく）、実施例の装置によって現された発明の技術思想のレベル、すなわち「計測手段が中間部品（球）と内外両部品（内外環）との組立において作動上組立手段と直接関連し合って、組立手段に中間部品（球）を充填する働きをしている、この両者の関係を指している」という「技術思想のレベル」において、技術的範囲を認定している。

機能的クレームに関する我が国初の本判決において、唯一の実施例の装置の具体的な構造そのものではなく、実施例の装置に示されている「技術思想のレベル」において技術的範囲を認定するという解釈手法が既に示されている点に注目すべきである。

### 3 本判決が示した被告装置との対比判断の手法

被告は被告装置の構造について特許出願をしており、被告出願は特公昭 47-20281 号として出願公告が為された上で、特許査定が為されている。従って、被告装置の構成の詳細は上記出願公告公報を参照されたい。

被告装置においては、内外輪（環）とボールの組立装置と、ボールの計数装置との間に、「ボール排出口、ボール分配板、円板、貯蔵筒等」からなるボール記憶貯蔵装置が介在しており、ボール計数装置によって計数された一組のボールはボール分配板を経て順次貯蔵筒に供給分配して貯蔵され、これとは別個独立のサイクルで、固定排出板の位置に来ると逐次組立のために貯蔵筒からボールの排出が行われて対応する内外輪と組み立てられるというものである。被告装置においては、このように計数装置から貯蔵筒へのボールの供給と、貯蔵筒から組立装置へのボールの供給とは、それ

ぞれその作動のサイクルを異にする構成としてあるため、内外輪の寸法に適合するボールが計数装置に揃えられていない場合（NG の場合）でも、組立は空運転せず、NG が発生しても組立時間の損失を防ぐことができるというものである。

本判決は、かかる計数装置と組立装置の作動が別個独立して行われる被告装置の構造は、計測手段と組立手段が「作動上組立手段と直接関連しあっている構造」ではないと認定し、従って本件発明の「計測手段と組立手段との協力の関係は存しない」として、技術思想レベルでの相違によって、構成要件の非充足を認定した。

このように本判決においては、実施例に示された具体的な構成（例えば共通の受器）の存否によって構成要件の充足の有無を判断するのではなく、明細書に開示された発明の技術思想が、被告装置に具備されているか否かによって発明の構成要件の充足の有無を判断しているものであり、対比判断としても適切な判断手法が示されている。

なお被告装置についての上記特許出願公告に対しては、原告から本件特許権を引用して異議申立が為されたが、被告特許出願はかかる異議申立を乗り越えて本件訴訟審理中に特許登録に至っている。

### 4 まとめ

以上のとおり、機能的クレームの解釈に関する我が国初の判決である本判決においては、特許保護を受ける「発明」とは課題に対する「解決手段」でなければならないが、抽象的・機能的クレームについては、かかる解決手段として技術的範囲を確定するために明細書を参酌する必要があること、また特許付与による保護は公衆に対する発明の開示に対する代償として与えられるものであるという特許制度からの必然の要請からしても、明細書に開示された発明に基づいて機能的クレームは解釈されなければならないこと（換言すれば明細書に開示されていない発明は特許保護を受けることはできないこと）という、機能的クレームの解釈に当たっての明細書参酌についての2つの理由付けが既に示されている。

そして控訴審判決（別表判決3）においては、機能的クレームの解釈に当たっての明細書参酌の理由付けとして、さらに特許法 36 条からの要請という観点も追加されている。

従って機能的クレームの解釈における明細書参酌に

ついでに基本的な3つの理由付けが、本件事件の判決によって既に示されていることになる。

また機能的クレームの具体的な技術的範囲の確定手法については、発明は技術的思想であるところから、明細書に開示された発明の「技術思想のレベル」で認定されるべきものであるという解釈手法も、上記の通り本判決において既に示されている。また控訴審判決（別表判決3）においても、争点となった「協力する」とのクレーム要件の解釈については、「実施例の装置に開示されている『計測手段と組立手段とが協力する』関係とは、計測手段と組立手段の各作動が相互に規制され、いわば一対一の対応関係をもって作動するという不可分の関連性を有していることである」として、「技術思想のレベル」における技術的範囲認定の手法が、本判決と同様に示されているところである。

特に控訴審判決においては、原審及び控訴審判決における技術的範囲の確定は、「単に、一実施例の装置における具体的な構成、作用にのみ限定解釈をしたものではない」ことを、特に明記している。これは本判決と控訴審判決の中間で為された貸ロッカー事件判決（別表判決2）において、「実施例のとおり」とする認定判断が示されたことに対して、技術的範囲は「技術思想レベルでの認定」が為されるべきものであることについて、注意を喚起したものと解される。

以上の通り、抽象的・機能的クレームに関する基本的な解釈指針は、我が国最初の事件である本件事件において、本判決及び控訴審判決によって正当な解釈指針が既に示されており、かかる解釈指針は、別表記載の判決例について次項において述べるとおり、以降の機能的クレームに関連する判決例においても踏襲されているところである。

## 第2 判決例における「抽象的・機能的に表現されたクレームの解釈」についての概観

1 「抽象的・機能的に表現されたクレームの解釈」に関連する判決例を適宜選択して示せば、別表記載の通りである。判決内容の詳細については、別表を参照されたい。

なお別表には参考のために、技術的範囲の解釈に関連する最高裁判決も併せて記載した。

2 別表に示されているとおり、いずれの判決においても抽象的・機能的に表現されたクレームについては、明細書において開示された発明に基づいて解釈す

べきであるという、本判決を踏襲した解釈手法を採用している。

またかかる解釈手法をとるべき理由としては、発明の公開の代償としての特許制度そのものからの要請であること（別表判決1, 3, 4, 10, 12, 13, 14, 15等）、特許法36条からの要請であること（別表判決3, 6, 12等）、特許法70条2項からの要請であること（あるいは明細書参酌の必要があること）が挙げられており（別表判決1, 3, 4, 6, 9, 12等）、理由付けの点でも本判決が踏襲されている。

3 また、技術的範囲を「実施例のとおり」と解した貸ロッカー事件（別表判決2）を除けば、その余のいずれの判決においても、抽象的・機能的クレームの技術的範囲の認定に当たっては、実施例そのものとして認定するのではなく、本判決と同様に実施例に示された技術思想のレベルによって技術的範囲を確定しており、「技術思想のレベル」での技術的範囲の確定に関して、正当に本判決が踏襲されている。（なお第3の4項に述べるとおり貸ロッカー事件の技術的範囲の確定手法は、機能的クレームの解釈に関しては異質のものであり、例外的事例として位置付けられる。）

以上のとおり、技術的範囲を「技術思想のレベル」で確定すべきであるとの解釈手法は従前の判決例において定着しているといえるのであり、近時の判決例においては、技術思想レベルでの解釈手法の具体化として、「実施例としては記載されていなくても、明細書に開示された考案に関する記述の内容から当該考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が実施し得る構成であれば、その技術的範囲に含まれる」（判決4）、「本件明細書に接した当業者において、…明示の記載がなくとも記載されていると同じであると理解するようなもの（であれば技術的範囲に含まれる）」（判決9）、「具体的には、明細書及び図面に開示された構成及びそれらの記載から当業者が実施し得る構成が…含まれる」（判決13）等として、具体的な認定手法についての判示が為されているのが特徴的である。

4 さらには、最高裁のキルビー判決（別表判決G）あるいは特許法104条の3の新設等を受けて、抽象的・機能的に表現されたクレームについても、無効事由についての判断を示した判決例が見られるようになったことも、近時の判決例の特徴である（判決14, 16等）。

### 第3 「抽象的・機能的に表現されたクレームの解釈」についての考察

以上の本件事件についての考察（第1項）、及び従前の判決例の概観（第2項）をも踏まえて、「物の発明」について抽象的・機能的な表現を用いることが許容される理由、またかかる理由に基づいて抽象的・機能的に表現されたクレームの解釈手法について、総括的に考察すれば以下のとおりである。なお本稿においては物の発明に即して考察するが、方法等について抽象的・機能的な表現が用いられる場合も同じである。

#### 1 クレームにおいて「物の発明」について抽象的・機能的表現を用いて記載することが許容される理由

特許請求の範囲（クレーム）には、出願人が明細書に開示した発明のうちから、出願人が特許保護を請求する「発明」が記載される。「物の発明」については、一般的には物の結合や物の構造によって、特許請求をする発明が表現されているが、にもかかわらず「物の発明」において、その物が奏する作用や機能、物の性質や特性等によっても発明を表現することが許されるのは何故であろうか。

その理由は、明細書において実施可能に開示した「技術的思想」である「発明」を、特許請求の範囲（クレーム）において的確に表現して、特許を請求する発明の範囲を特定するためには、物理的な構造や具体的な手段でクレーム発明を記載するよりも、発明の機能や作用等によってクレーム発明を記載する方が、明細書に開示した発明の内容をよりの確に記載できる場合があるからであり、このような場合にはクレームの記載における表現形式の自由が必要とされるためである。

従って、あくまでも明細書において当該クレームされた発明が実施可能に開示されていることを前提として、クレームにおける表現形式自体としては自由とされているにすぎない。

抽象的・機能的に表現されたクレームの解釈に当たっては、機能や作用等による記載は、クレームの「単なる表現形式」にすぎないということ、また「明細書における発明の開示こそが特許制度の本旨である」ということを、正確に位置付けて理解することが必要である。

平成6年の法改正前の特許法36条旧5項2号では、特許請求の範囲には「発明の構成に欠くことができない事項のみ」を記載しなければならないとされてお

り、一般に「物の発明」における「構成に欠くことができない事項」とは、物の結合や物の構造で表現すべきものとされていたが、この旧規定の時代においても、「発明の構成要件を思想的に表現し発明保護の完全を図ろうとすれば、特許請求の範囲の一部を機能的に表現せざるを得ない場合があるので、このような場合の機能的クレームは許容されるべきである」と解されていたところである（吉藤幸朔「特許法概説」第5版190頁）。

平成6年の法改正では、クレームの表現形式自体には制約を設けていない欧州特許条約等とのハーモナイゼーション等を目的として、請求項には「特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない」とする改正がなされ、出願人の責任のもとに記載されるクレームにおいて、発明を特定する「表現形式」には特段の制約はないことが明定されるにいたった。

現行審査基準においては、「第36条第5項の『特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載』すべき旨の規定の趣旨から見て、出願人が請求項において特許を受けようとする発明について記載するにあたっては、種々の表現形式を用いることができる。例えば『物の発明』の場合に、発明を特定するための事項として物の結合や物の構造の表現形式をもちいることができる他、作用・機能・性質・特性・方法・用途・その他のさまざまな表現方式を用いることができる」（「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の審査基準2.2.2（留意事項）①）として、表現形式の自由が明記されている。

以上の通り、明細書に実施可能に開示された「物の発明」について、明細書に開示された発明を的確に特定するために、クレームにおいて作用、機能、性質又は特性等を用いた表現によって特許保護を求める発明を特定すること自体は自由であることが、現行法においては明定されるに至っている。しかしながら平成6年の法改正においては、機能等を用いた表現形式をとることによる発明の範囲の不明瞭化の防止措置として、クレームには特許を受けようとする発明を明確に記載すること、という「明確性の要件」が同時に法定されている（36条6項2号）ことに注意が必要である。

上記の如き機能・特性等の表現形式を用いた発明の特定は、あくまでもクレームに記載された特許を受けようとする発明の範囲が「明確」である限りにおいて、許容されているものである。

審査基準においては、機能・特性等による物の特定を含む結果として、当業者が、出願時の技術常識を考慮してもクレームに記載された当該機能・特性等を有する具体的な物を想定できない場合には、発明に属する具体的な事物を理解することができず、通常、発明の範囲は明確とは言えないとして、明確性の要件欠如により拒絶理由および無効事由となるとしている（2. 2. 2. 1 (6)）。

また審査基準においては、機能・特性等の表現を用いるクレームについては、「例えば、物の有する作用、機能、性質又は特性からその物の構造を予測することが困難な技術分野では、請求項が機能・特性等による物の特定を含む結果、発明の範囲が不明確となる場合が多い（例：化学物質発明）ことに留意する必要がある。また、請求項が、達成すべき結果や特殊パラメータによる物の特定を含む場合も同様の留意が必要である。」として、かかる場合の明確性要件の欠如に注意をうながしている（2. 2. 2 (留意事項) ②）。

更には審査基準は明確性の要件違反の類型として、「請求項が達成すべき結果による物の特定を含む場合においては、当該達成すべき結果が得られる具体的な物を想定できないことがある。この場合、明細書又は図面に当該達成すべき結果が得られる具体的な手段が記載されており、実質的に当該具体的な手段しか記載されていないと認定できるときは、通常、当該達成すべき結果による物の特定以外には、明細書又は図面に記載された発明を適切に特定することができないとはいえないので、発明の範囲は不明確である」等を挙げている（2. 2. 2. 1 (6) ③ (ii)）。

以上のとおり平成6年の法改正により、クレームの記載については明確性の要件を条件として、表現形式としては制約がないことが明定され、機能・作用・特性等の表現形式を用いたクレームがより多く許容されてきている。

しかしながら機能・作用・性質・特性等の表現を用いるクレームについては、達成すべき結果（あるいは

目的）による物の特定を含むクレーム、唯一の実施例を開示するのみの機能的クレーム等の場合には、上記の明確性の要件違反の問題が生じ得るほか、明細書のサポート要件違反、明細書の実施可能要件違反の問題も生じ得るのであって、原告及び被告の双方において、かかる観点からの検討が必要である（別表に示されているとおり近時の判決例においては、機能的クレームについて、特許法36条違反を理由とする特許法104条の3の争点の比重が増加している）。

## 2 抽象的・機能的に表現されたクレームの技術的範囲の解釈手法

機能や作用等によって表現されたクレームの解釈（機能的クレームの技術的範囲の確定）には、一般的なクレーム解釈と同様の解釈手法が採られるのであろうか、あるいは機能的クレームに特有の解釈手法というものがあるのであろうか。

前項に述べたとおり、クレームにおける抽象的・機能的な表現は、明細書の発明の詳細な説明において公衆に開示した発明の中から、特許保護を請求（クレーム）する発明を特定するための単なる表現手段に過ぎない。

従って、特許保護を請求するとしてクレームにおいて特定された発明を、明細書の発明の詳細な説明に開示された発明に基づいて解釈することは当然の帰結であり、一般的なクレーム解釈手法と何ら異なるものではない。

抽象的・機能的に表現されたクレームの解釈は、明細書において開示された発明に基づいて解釈されるべきであることの根拠としては、以下の諸点を挙げることができる。

### (1) 我が国の特許制度からの要請

我が国における特許制度は、明細書において開示した発明に対して、発明の開示の代償として一定期間の特許独占を認める制度である（別表判決F参照）。

従って特許独占による保護の範囲は、明細書において当業者に開示した技術の範囲を超えることはない。従って、「技術開示に対する代償」という特許制度自体からして、特許独占の対象となる機能的クレームの技術的範囲は、クレームの記載のみから抽象的に把握されるものではなく、明細書に開示された発明（技術的思想）に基づいて、クレーム文言を解釈することにより確定されなければならない（機能的クレームについてかかる解釈手法をとることについて、特許制度から

の要請を特に理由として挙げる判決として、別表 1, 3, 4, 10, 12, 13, 14, 15 等がある)。

なお明細書に開示された発明とは、明細書に「記載された技術事項」の他に、出願時の技術常識によって当業者にとって「記載されているに等しい」と認識できる技術事項(明細書の記載から当業者が実施し得る技術事項)が含まれる。

## (2) 特許法 36 条からの要請

特許法 36 条はクレームと明細書との関係を、以下のとおりに規定している。

すなわち、クレームにおいて「特許を受けようとする発明」として記載された発明は、明細書の「発明の詳細な説明に記載したもの」でなければならない(36 条 6 項 1 号。サポート要件)。

審査基準はサポート要件について、「発明の詳細な説明に記載していない発明について特許請求の範囲に記載することになれば、公開していない発明について権利を請求することになる」ために、これを防止するための要件であると明記しており(2. 2. 1 (1))、開示した発明を超えるか否かは、出願時の技術常識に照らして、「発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲」を、クレームの記載を超えるか否かで判断するものとし(2. 2. 1 (2))、「出願時の技術常識に照らしても、請求項にかかる発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるとは言えない場合」等をサポート要件違反の類型として例示している(2. 2. 1 (3))。

またクレームに記載された発明は、明細書において当業者が「その実施をすることができる程度に明確かつ十分に」記載されたものでなければならない(36 条 4 項 1 号。実施可能要件)。

審査基準においては、実施可能要件について、当業者が「明細書及び図面に記載した事項と出願時の技術常識とに基づき、請求項に係る発明を実施することができる程度に、発明の詳細な説明を記載しなければならない」ことを明記している(3. 2 (1))。

以上のとおりクレームは権利の外延を画して独占範囲を限定する働きを持つが、肝心の公衆への技術の開示は、明細書のみが担っている。特許独占は「開示し

た技術の代償」だからこそ、クレームに記載された発明は明細書に出願時の当業者が実施可能な程度に明確かつ十分に説明されていなければならないのであり(実施可能要件)、出願人は明細書に記載して公衆に開示した発明の中からしかクレームを記載することはできないのである(サポート要件)。

従って明細書に開示した発明を適切に表現するための表現形式上の便宜として、機能・特性等によって表現されているにすぎないクレームの技術的範囲は、サポート要件及び実施可能要件からしても、明細書に実施可能な程度に明確かつ十分に開示された発明(技術思想)によって技術的範囲が確定されなければならないのである(機能的クレームについてかかる解釈手法をとることについて、特許法 36 条からの要請を特に理由として挙げる判決として、別表判決 3, 6, 12 等がある)。

特許法が 36 条において、サポート要件及び実施可能要件を定めているのは、前記(1)項に記載した特許制度の大原則であるところの、「特許は公開した技術に対する代償である」ことを具体化したものに他ならないのであるから、前記(1)項の我が国の特許制度からの要請と本項の特許法 36 条からの要請とは、表裏一体の関係にあるものである。

## (3) 特許法 70 条 2 項からの要請(あるいは明細書参酌の必要)

特許法 36 条 5 項は、出願人は自己の責任のもとに、クレームに「特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない」旨を定めており、クレームの記載というのは出願人が特許保護を求める発明の外延を画したものである。特許法 70 条 1 項は、特許保護の外延を画するというクレームの性格を受けて、「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない」旨を規定したものと解される。従って 36 条 5 項及び 70 条 1 項からして、出願人が明細書に開示した技術事項であっても、特許保護を求める発明としてクレームで特定しなかった技術事項は、公衆に対して特許独占を放棄した技術事項となり技術的範囲には含まれない。

一方、クレームに記載された発明の解釈(技術的範囲の確定)については、特許法 70 条 2 項に「前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載および図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意

義を解釈するものとする」と規定されている。

特許法 70 条 2 項が、クレームの解釈について明細書の記載を考慮することを定めているのは、特許による独占保護は明細書に技術を公開した代償なのであるから、特許保護を請求する発明は明細書に開示されていなければならないからである。またかかる特許制度の要請の具体化として、特許法は明細書のサポート要件及び実施可能要件を定めているからである。従って特許法 70 条 2 項による、クレーム解釈に当たっての明細書の参酌は、特許制度からの要請（前記（1）項）及び特許法 36 条からの要請（前記（2）項）からの当然の帰結であり、特許法 70 条 2 項については、従前判例の判例通説による技術的範囲の解釈基準を「確認した規定」であると解されているところである（「平成 6 年改正工業所有権法の解説」117 頁）。特許法 70 条 2 項の追加規定以前からクレーム解釈に当たっての明細書参酌を述べる判決として、別表判決 A, C, 別表判決 1, 3 等がある。また 70 条 2 項の追加規定後に機能的クレームの解釈にあたっての明細書参酌の理由として、特許法 70 条 2 項からの要請（あるいは明細書参酌の必要）を特に理由付けとして挙げる判決としては、別表判決 4, 6, 9, 12 等がある。

以上の通り、我が国特許制度からの要請（前記（1）項）、特許法 36 条からの要請（前記（2）項）、特許法 70 条 2 項からの要請（本項）の三者もまた、表裏一体の関係にあるものである。

実際の要請としても、機能・特性等によって表現された機能的クレームは、明細書においてその具体的な技術内容が説明されていることを受けて、クレームにおいては機能的・抽象的な表現を用いられているところから、明細書の記載に基づいて機能的クレームの表現・用語・技術的意義内容を解釈することは、必須且つ当然の要請である。

また特許法 70 条 2 項においては、クレームの用語が「一義的に明確か否か」について条件を付けていないことに示されるとおり、明細書の考慮はクレームの用語の技術的意義が一義的に明確であるか否かに関わるものではない（同旨、別表判決 12）。

#### （4） まとめ

機能的クレームのクレーム解釈のあり方については、以上に述べた通り特許制度からの要請、特許法 36 条からの要請、特許法 70 条 2 項からの要請からして、明細書における発明の詳細な説明に開示された発明

（技術的思想）に基づいて解釈されるべきものであり、具体的には以下の通りになされることになる。

① クレームは出願人が特許保護を求める「発明」を自らの責任において特定するものであるから（36 条 5 項）、出願人が明細書に開示した技術事項であってもクレームに特定しなかった技術事項については、公衆に対して特許独占を放棄したものであり、技術的範囲に含めることはできない。またこれとは逆に権利者は、クレームに発明として特定しなかった技術事項を付加することによって限定したものを、クレームした発明と主張することはできない。従って、いずれの場合でも技術的範囲の外延はクレームの記載によって画される（特許法 70 条 1 項）。

② 機能的クレームは、明細書に開示した発明の中から特許保護を請求する発明を的確に特定するための表現形式上の便宜として、機能、特性、作用等の表現形式を用いることを許容されたにすぎない。従って発明開示の代償として特許独占が与えられるのは、あくまでも明細書に実施可能な程度に明確かつ十分に開示された発明の範囲にとどまる。従って機能的クレームの技術的範囲は、抽象的・機能的なクレームの表現によって解釈されるのではなく、当該抽象的・機能的な表現によって特定されたところの明細書に実施可能な程度に明確かつ十分に開示された発明、すなわち明細書に具体的に記載されている技術事項及び出願時の技術常識によって「記載されているに等しい」と当業者が認識される技術事項（明細書の記載から当業者が実施し得る技術事項）によって、技術思想としての技術的範囲が確定される。

なお技術的範囲の確定のために、公知技術による本件発明の特徴の把握、あるいは出願経過の参酌等が必要な場合には、機能的クレームについても通常のクレーム解釈の場合と同様に、これらも参酌して技術的範囲を確定することになる。

③ 上記の如くにして確定された機能的クレームの技術的範囲について文言侵害が成立しない場合であっても、最高裁平成 10 年 2 月 24 日判決（ポールスプライン軸受事件）が判示する均等の 5 要件を充足する場合には、機能的クレームについても均等侵害が成立すると解する。従ってこの点でも、通常のクレームの場合と同様である。

別表判決 5 は、「水平からやや上向きに保持」する



被告方法について、本件特許発明における「ほぼ垂直に保持された状態」との構成要件との均等を認め、均等侵害の成立を認めている。また「本質的部分」の置換の主張となることを理由として均等要件の非充足を認定した判決として、別表判決12の第2次訴訟である東京地裁平成20年8月28日判決等がある。

- ④ 以上に述べた機能的クレームのクレーム解釈の手法は、一般的なクレーム解釈の手法と同じであり、何ら特別な解釈手法ではない（安倉孝弘「いわゆる機能的クレームの解釈」裁判実務大系(9)125頁も、機能的クレームに特有の解釈手法というものがあるのではなく、結局は一般的なクレーム解釈手法と同じである旨を述べる）。このように機能的クレームについて明細書に開示された発明に基づいて行われる解釈は、特許独占の代償として何が明細書に開示されて公開された技術であるかを正確かつ正当に解釈をするものであるから、決して「限定解釈」などではなく、本来あるべき「当然の解釈」である。機能的クレームに関する判決中には、「…に限定して解釈せざるを得ない」という言い回しを用いた判決が見られるが、どのように抽象的・機能的な文言でクレームが表現されていようとも、技術的範囲はあくまでも「明細書に実施可能に開示された発明」によって確定されるべきものであるから、「限定」という用語を用いることは正当ではない。

### 3 機能的クレームの技術的範囲は「技術思想のレベル」で認定されるものであることについて

前項に述べたとおり、機能的クレームのクレーム解釈は特許制度からの要請、特許法36条からの要請、特許法70条2項からの要請からして、明細書における発明の詳細な説明に開示された発明に基づいて解釈されるべきものであるが、その際の機能的クレームの技術的範囲の確定に当たっては、「技術思想のレベル」での確定が為されなければならない。

すなわち技術的範囲の確定は、明細書に開示された「発明」の中から、機能的表現を用いてクレームに記載して特許保護が求められた「発明」を解釈するものである。「発明」とは技術的思想なのであるから、明細書中に具体的な構成として記載されている「実施例の構造そのもの」として技術的範囲を確定することには理由がない。明細書に開示された具体的な構成によって示されているところの「技術的思想としての発明」に

基づいて、クレームされた発明の技術的範囲が確定されなければならない（機能的クレームについて、「技術思想のレベル」で技術的範囲を確定する判決として、別表判決1, 3, 4, 9, 10, 12, 13, 14, 15等を参照）。

「技術思想のレベル」での技術的範囲の確定に当たっては、明細書に上位概念による発明の構成が当業者に実施可能に明確に記載されている場合、あるいは実施例が数例記載されていて当該記載から上位概念としての実施可能な技術思想を当業者が自明なものとして明確に把握できる場合には、当該技術思想を開示された発明として認定することができよう。また「唯一の実施例」のみが具体的に説明されているだけの場合については、唯一の技術開示である当該実施例の構成の記載から、当業者が出願時の技術常識に照らして記載されているに等しいと明確に認識できる技術事項、出願時の当業者が明細書の記載に基づいて実施しうる技術事項をも含むものとして、開示された発明（技術思想）を認定することになる。

先に詳細に紹介したとおり我が国初となるボールベアリング組立装置事件一審判決（別表判決1）においても、クレームの「協力する」との技術的意義内容については、明細書に唯一開示された実施例装置における対応する構造（単一の出口を有する共通の受器）そのものとしてではなく、当該具体的構造において示されている「技術思想」として、計測手段が中間部品（球）と内外両部品（内外環）との組立において、「作動上組立手段と直接関連し合って、組立手段に中間部品（球）を充填する働きをする」という「技術思想のレベル」での認定を行っており、かかる技術思想を利用していない被告装置について、技術的範囲に属さないものと判断しているのであって、わが国最初の判決例において既に「技術思想レベルでの確定」という正当な判断手法が示されているところである。

またその後の判決例、例えば磁気媒体リーダー事件（別表判決4）においても、クレームが機能的な表現で記載されている場合には、「その記載のみによって考案の技術的範囲を明らかにすることはできず、右記載に加えて明細書の考案の詳細な説明の記載を参酌し、そこに開示された具体的な構成に示されている技術思想に基づいて当該考案の技術的範囲を確定すべきものと解するのが相当である。ただし、このことは、考案の技術的範囲を明細書に記載された具体的な実施例に限定するものではなく、実施例としては記載されてい

なくとも、明細書に開示された考案に関する記述の内容から当該考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が実施し得る構成であれば、その技術的範囲に含まれるものと解すべきである」として、「技術思想レベルでの確定」の具体的な判断手法を示している。また近時の判決例としても、例えば開き戸の地震時ロック方法事件判決（別表判決14）においても、「明細書の発明の詳細な説明の記載から当業者が認識し得る技術思想に基づいて当該発明の技術的範囲を定めるのが相当である」として、「技術思想レベルでの確定」の判断手法を示しており、今日においては統一された見解といえよう。

なお、初期の判決である貸ロッカー事件（別表判決2）においては、クレームの記載は鍵の挿入・抜取によりコイン投入口を開閉する課題の提示のみであり、クレームの抽象的記載によっては技術的範囲を定めることはできないとして、直ちに技術的範囲は明細書に記載された実施例のとおりのものであるとの解釈を示している。しかしながら「発明（考案）」は技術的思想なのであるから、発明（考案）の技術的範囲を「実施例として記載された構造そのもの」として確定することには根拠がない。抽象的・機能的に表現されたクレームについては、明細書においてどのような発明として開示されているかを検討する必要があるのである。そして発明とは技術的思想なのであるから、明細書における開示発明を検討した結果としての技術的範囲は、明細書に記載された実施例等に現されている技術的思想を抽出したものであるとしての「技術思想のレベル」で確定されなければならない。従って貸ロッカー事件においても技術的範囲の確定に当たっては、明細書の名宛人である出願時の当業者が、いかなる技術事項までを「記載されているに等しい技術事項」として認識するのかという技術思想レベルでの確定判断の過程が必要であったと思料する。従って技術的範囲を「実施例のとおり」との確定を行った貸ロッカー事件判決は、機能的クレームについて「技術思想のレベル」での技術的範囲の確定を行っている本判決及びそれ以降のその余の判決例とは異質のものであり、機能的クレームの解釈に関しては例外的な判断を示した判決として位置付けられるべきものと解する。

#### 4 結び

本稿がテーマとする「抽象的・機能的に表現されたクレームの解釈」についての考察は、以上のとおりで

ある。

なお近時は特許法104条の3の新設に伴い、機能的クレームに関する特許権侵害訴訟においても、無効事由の抗弁が主張されることが多くみられるので、最後にこの点について若干敷衍して述べれば以下のとおりである。

最高裁のキルビー判決、及び特許法104条の3の新設以前においては、機能的クレームについても一般的なクレームの場合と同様に、無効事由の存在については、「仮にクレームの文言を…と解釈しない場合には、無効事由が存することになる」というように、明細書を参酌して導いたクレーム解釈を裏付けるものとして用いられていた。しかしながら無効事由を侵害訴訟の抗弁として主張することが認められてからは、機能的クレームは明確性要件、サポート要件、実施可能要件を充足しない可能性を内包するため、特許法29条関係の無効事由のほかに、かかる特許法36条関係の要件違反に基づく無効事由の抗弁が主張されるのが特徴的である（機能的クレームについて、特許法36条違反に基づく無効事由に言及する判決として別表判決14、16等がある）。

またかかる無効事由の抗弁とは別のものとして、明細書を考慮してもいかなる発明をクレームで特定したのかが不明である場合には、裁判所は当該権利については技術的範囲を確定できないのであるから、104条の3の抗弁が主張されていない場合であっても、技術的範囲に属すると主張立証がないとして請求は棄却されることになる（技術的範囲に属すると主張立証責任は、特許権者側にあるからである）。明細書の記載を参酌してもクレームの記載が不明な場合に、「技術的範囲に属するという判断はできない」旨を判示して請求を棄却した事例として、別表判決6がある（ちなみに同事件と同一の特許権について、別表判決8は実施可能要件違反による無効事由を認定しているところである）。

以上付記：機能的クレームの解釈については、米国特許法112条6項と同様の解釈を行うべきであるとの見解が存するので、この点についての私見を最後に付記すれば以下の通りである。米国特許法112条6項は、機能的に表現されたクレームは無効であるとの判決が続いたために、クレームに機能的な表現を用いる余地を残すべく、特定の機能的クレームによる

記載を認めるかわりに、かかる特定の機能的クレームの記載に依った場合の当該クレームの解釈方法を法定したものである。かかる目的の下に米国特許法 112 条 6 項は、「結合（コンビネーション）に係るクレーム中の要素（エレメント）は、それをサポートする詳細な構造、材料、または動作（acts）によることなく、ある特定の機能を達成するための手段又はステップとして表現することができる、そしてそのようなクレームは明細書中に記載された対応する構造、材料又は動作及びその等価物（equivalents）をカバーするものとして解釈されなければならない」と定めているものである。従って米国においては、上記所定のクレームに該当すると判断された場合には、明細書に記載された機能達成のための具体的な実現手段とその等価物までが保護範囲と解釈される。また上記所定のクレームに該当しないと判断

された場合には、112 条 6 項の解釈は適用されずに一般のクレーム解釈にゆだねられることになる。

我が国においては、上記のような特定された機能的クレームについての特有の解釈規定は法定されていないのであるから、抽象的・機能的に表現されたクレームのみについては、米国特許法 112 条 6 項と同様の解釈をおこなうとすることには、我が国においては法的根拠が存在しない。従って我が国においては、抽象的・機能的に表現されたクレームであっても、本稿に述べたとおり、一般的なクレームと同じクレーム解釈手法によることになる。なお英国、ドイツ、欧州特許条約においても、我が国同様に機能的クレームについての特別な解釈規定は存在せず、一般のクレーム解釈にゆだねられているところである。

(原稿受領 2010. 7. 28)

### 別表「抽象的・機能的に表現されたクレームの解釈」に関連する判決例

	判決	クレーム解釈の手法についての判旨及び認定判断
A	最高裁判決（侵害系） S 50・5・27 S 50 オ 54	「実用新案法 26 条は特許法 70 条を準用しているから、実用新案の技術的範囲は、登録請求の願書添付の明細書にある登録請求の記載に基づいて定められなければならないのであるが、 <u>右範囲の記載の意味内容をより具体的に正確に判断する資料として右明細書の他の部分にされている考案の構造及び作用効果を考慮することは、なんら差し支えないものといわなければならない。</u> 」
1	ボールベアリング自動組立装置事件 1 審：東京地裁判決 S 51・3・17 S 44 ワ 6127 高林克己裁判長	○「本件特許発明の特許請求の範囲に記載されているところは内外及び中間の部品を自動的に選択して組立てるという課題の提示であって、一見その課題の解決のために具体的に前記のような供給手段、検査手段、計測手段及び組立手段の名を挙げ、なおそれらの間の『制御』関係、『協力』関係を挙げて課題の解決を示したかのごとく見えるが、右の供給手段、検査手段、計測手段、組立手段等の語は極めて抽象的な表現であり、具体的にいかなる装置部分を有すればそのような手段たり得るかについては、特許請求の範囲の記載のみによっては知ることができないし、また検査手段がいかなる態様で計測手段を制御し、計測手段と組立手段とがいかなる態様で協力すれば本件特許発明でいう『制御』、『協力』たり得るかを知ることができないから、右のような抽象的な記載はなんら課題の解決を示したものである」といふことはできない。本件特許権を有効なものとして技術的範囲を定めるためには、「願書に添付された明細書の発明の詳細な説明の項及び図面の記載に依らざるを得ないことになる」(明細書参酌の必要) ○「特許付与による発明の保護は開示に対する代償として与えられるものであり、開示されない発明に対しては保護は与えられるものではない」(特許制度からの要請) ○明細書の記載からすれば、「本件特許発明における計測手段と組立手段とが『協力する』関係は、計測手段が中間部品（球）と内外両部品（内外環）との組立において <u>作動上組立手段と直接関連し合って、組立手段に中間部品（球）を充填する働きをしている、この両者の関係を指しているものと解される</u> 」(技術思想レベルでの認定)
2	貸ロッカー事件 東京地裁判決 S 52・7・22 S 50 ワ 2564 号 無体集 9 - 2 - 544 佐藤栄一裁判長	鍵の挿入により硬貨投入口を開き、鍵の抜取りにより投入口を閉じる遮蔽板を設けた投入口開閉装置というクレームの「表現は抽象的であり、右各手段が具体的にいかなる中間的機構を有すれば、鍵の挿入又は抜取りという動作と遮蔽板の作動という動作を連動させることができるかについて」は、クレームの記載のみによっては知ることができず、クレームの抽象的記載は課題の提示のみである。クレームの記載からは技術的範囲を定めることはできない。そこで技術的範囲を定めるためには、明細書の「記載のとおりの内容のものとして、 <u>限定して解されなければならない</u> 」。明細書に記載された実施例は「 <u>鍵 2 の挿入又は抜取りによって進退する作動棒 6 を設け、作動棒 6 の一端が操作軸 7 の下方のクランクアーム部 7 a に当接し、操作軸 7 の上部は直角に折曲され、突片 10 に当接し、遮蔽板 9 の下端部は、ピン 13 により軸着され、その中間部においてコイル状発条 14 の一端を係止している、硬貨投入口開閉装置</u> 」であるので、「操作軸 7」を欠くイ号は技術的範囲に属さない。

3	<p>ボールベアリング自動組立装置事件 2審：東京高裁判決 S 53・12・20 S 51 ネ 783 判タ 381 - 165 荒木秀一裁判長</p>	<p>○「このような機能的、抽象的に表現されている構成要件は、その技術的な意味内容が明細書の記載や技術常識から直ちには明瞭でない場合でも、明細書及び図面にその具体的な構成として、その作用とともに開示されているはずのものであり（もし、それが開示されていないとすれば、単に発明の課題を提示したにすぎないことになろう。）その構成、作用により示されている具体的な技術的思想に基づいて、これを、明確な内容の構成のものとして解すべきものである。これは、本来、発明の詳細な説明には、その発明の目的、構成及び効果を記載し、かつ、特許請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならないものであり、また、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とは、矛盾してはならず、後者は前者の内容の説明として十分なものでなければならないことに徴しても明らかである。従って、本件特許発明における右の『計測手段と組立手段とが協力する』という構成要件の技術的な意味を、図面及び明細書全体の記載から、そこに如何なる特定の技術的思想が開示されているかを合理的に解釈して確定するほかない」(明細書参酌の必要。特許法 36 条からの要請。技術思想レベルでの認定)</p> <p>○「右の構成要件は、前記のとおり、きわめて機能的、抽象的に表現されており、しかもその技術的な意味内容が明細書の記載や技術常識から明瞭であるといえない以上、明細書に記載されている実施態様に開示されている具体的な技術的思想を知ることによって、その意味を確定すべきものであり、これを、一実施例の装置における具体的な構成、作用にのみ限定することは当を得ないとしても（なお、当裁判所が後記四においてした判断は、単に、一実施例の装置における具体的な構成、作用にのみ限定解釈をしたものではない。）、機能的、抽象的に表現された構成要件であることに事寄せて、本来、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、明細書に開示されていない技術的思想までも当然に含ませうるものであってはならないことは明らかである。」(特許制度及び 36 条からの要請。技術思想レベルでの認定)</p> <p>○明細書に開示された「実施例の装置では、計測手段により選出された球が、共通の受器内に排出され、受器及びこれに関連する充填機構の単一の出口を経て、その下方に位置せしめられた内外環の間に充填されるようになっており、受器内には二種類以上の組の球が同時に存在することは許されず、組立手段における組立（充填）が完了しない限り、次の組の内外環に適合する球が計測手段により選出されて受器に排出されることはないから、計測手段と組立手段とは、一方が作動を完了することによって他方が作動を開始し、一方の作動が停止すれば他方の作動も停止ないし空転するものであり、一方が他方の作動と無関係に作動を継続しうる余地はないものである。従って、実施例の装置に開示されている『計測手段と組立手段とが協力する』関係とは、計測手段と組立手段の各作動が相互に規制され、いわば一対一の対応関係をもって作動するという不可分の関連性を有していることであるとみるべきものであり、明細書中には、これと別異に解すべきことを示唆する記載は存在しない」(技術思想レベルでの認定)</p>
B	<p>リパーゼ事件（審判系） 最高裁判決 H 3・3・8 S 62 行ツ 3</p>	<p>「要旨認定は、特段の事情のない限り、願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載に基づいてされるべきである。特許請求の範囲の記載の技術的意義が一義的に明確に理解することができなとか、あるいは、一見してその記載が誤記であることが明細書の発明の詳細な説明の記載にてらして明らかであるなどの特段の事情がある場合に限り、明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌することが許されるにすぎない」。「本願発明の特許請求の範囲に記載のリパーゼが Ra リパーゼに限定されるものであると解することはできない。」</p>
C	<p>固定部材事件（審判系） 最高裁判決 H 3・3・19 S 62 行ツ 109</p>	<p>「原審は、本件明細書の接着剤（接着層）に関する発明の詳細な説明の項の記載や図面などを参酌して、固定部材には接着剤（接着層）が含まれるものと認定判断したものであり、原審の右認定判断は、特許請求の範囲の記載文言の技術的意義が一義的に明確とはいえない場合の発明の要旨の認定の手法によったものとして首肯しうるものであるが、訂正を認容する審決の確定により、特許請求の範囲の記載文言自体が訂正されたものではないけれども、接着剤（接着層）に関する記載がすべて明細書及び図面から削除されたことによって、出願時に遡って、本件明細書の特許請求の範囲の固定部材に接着剤（接着層）が含まれると解釈して本件発明の要旨を認定する余地は無くなったものと解するのが相当である。」</p>
<p>平成 6 年法律 116 号特許法改正で、特許法 70 条 2 項を追加。</p>		
D	<p>最高裁 H 10・2・24 判決</p>	<p>ボールスプライン軸受事件において、「均等」理論が認められた。</p>
E	<p>燻瓦事件（侵害系） 最高裁判決 H 10・4・28 H 6 オ 2378</p>	<p>「1 本件において、特許請求の範囲の記載は、前記のとおりであり、瓦素地の焼成後に未燃焼の LP ガスを窯内に送って充填させ、摂氏一〇〇〇度ないし九〇〇度『付近』の窯内温度と焼成瓦素地の触媒的作用により未燃焼 LP ガスを熱分解し、その分解によって単離される炭素を転移した黒煙を瓦素地表面に沈着するという構成を有し、本件発明における燻化時の窯内温度は、このような構成に適した窯内温度として採用されていることが明らかである。また、発明の詳細な説明には、本件発明の作用効果として、窯内で炭化水素の熱分解が進んで単離される炭素並びにその炭素から転移した黒鉛の表面沈着によって生じた燻し瓦の着色は、在来の方法</p>

		による燻し色の沈着に比して少しも遜色がないと記載され、 <u>本件発明における燻化温度は、このような作用効果をも生ずるのに適した窯内温度として採用されていることが明らかである。従って、本件発明の特許請求の範囲にいう摂氏一〇〇〇度ないし摂氏九〇〇度『付近』の窯内温度という構成における『付近』の意義については、本件特許出願時において、右作用効果を生ずるのに適した窯内温度に関する当業者の認識及び技術水準を参酌してこれを解釈することが必要である。」</u>
4	磁気媒体リーダー事件 東京地裁判決 H 10・12・11 H 8ワ 22124 判時 1674 - 152 三村量一裁判長	○争点の構成要件の記載は、本件考案の目的そのものを記載したものにすぎず、『『回動規制手段』という抽象的な文言によって、本件考案の磁気媒体リーダーが果たすべき機能ないし作用効果のみを表現しているものであって、本件考案の目的及び効果を達成するために必要な具体的な構成を明らかにするものではないと認められる。このように、実用新案登録請求の範囲に記載された考案の構成が機能的、抽象的な表現で記載されている場合において、当該機能ないし作用効果を果たし得る構成であればすべてその技術的範囲に含まれると解すると、明細書に開示されていない技術思想に属する構成までもが考案の技術的範囲に含まれることとなり、出願人が考案した範囲を超えて実用新案権による保護を与える結果となりかねないが、このような結果が生ずることは、実用新案権に基づく考案者の独占権は当該考案を公衆に対して開示することの代償として与えられるという実用新案法の理念に反することになる。「従って、実用新案登録請求の範囲が右のような表現で記載されている場合には、その記載のみによって考案の技術的範囲を明らかにすることはできず、右記載に加えて明細書の考案の詳細な説明の記載を参酌し、そこに開示された具体的な構成に示されている技術思想に基づいて当該考案の技術的範囲を確定すべきものと解するのが相当である。ただし、このことは、考案の技術的範囲を明細書に記載された具体的な実施例に限定するものではなく、実施例としては記載されていなくても、明細書に開示された考案に関する記述の内容から当該考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が実施し得る構成であれば、その技術的範囲に含まれるものと解すべきである。」(明細書参酌の必要。特許制度からの要請。技術思想レベルでの認定)
F	最高裁判決 H 11・4・16 H 10受 153	「特許制度は、発明を公開した者に対し、一定の期間その利用についての独占的な権利を付与することによって発明を奨励するとともに、第三者に対しても、この公開された発明を利用する機会を与え、もって産業の発達に寄与しようとするものである」(特許制度は発明の開示に対する代償であることを、明示した)
5	ペン型注射器事件 大阪地裁判決 H 11・5・27 H 8ワ 12220 小松一雄裁判長	「本件方法発明において『ネジ機構』との記載が意味するものは、多室シリンダアンプルの後側可動壁部材の押し込みについて、複数部材の回転方向の相対移動をネジ機構の螺旋による動作によって直線方向の小さな動きに変換し、これによりピストンを静かにゆっくりと動かすためのものであることは、明細書の記載より明らかである。そして、このような目的を達成するために、当業者が、明細書に開示されている装置の発明、実施例あるいは公知技術、周知技術を参酌して適宜実施することは可能であるということが出来るから、本件方法発明における『ネジ機構』との構成について、これを本件特許発明の請求項4ないし7に記載された装置の発明の技術的範囲に属するものに限定して解釈すべき理由はない。」
G	キルビー事件 最高裁判決 H 12・4・11 H 10オ 364	「特許の無効審決が確定する以前であっても、特許権侵害訴訟を審理する裁判所は、特許に無効理由が存在することが明らかであるか否かについて判断することができると解すべきであり、審理の結果、当該特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、 <u>権利の濫用に当たり許されない</u> と解するのが相当である。」
6	畳のクセ取り縫着機事件 大阪地裁判決 H 12・10・19 H 11ワ 3968 小松一雄裁判長	○「1 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない(特許法70条1項)、その場合には、願書に添付した明細書の特許請求の範囲以外の部分及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとされている(法70条2項)。また、明細書の発明の詳細な説明の欄には、出願時における当該技術分野の技術常識によって容易に理解され、当業者が実施できる程度に目的・構成・効果を明確かつ十分に説明することを要するから(法36条4項)、特許発明の技術的範囲の解釈に当たっては、当該特許発明が属する技術分野における公知技術及び当業者における技術常識を参酌することもできるものと解される。」(70条の2、36条からの要請) ○「しかし、明細書の発明の詳細な説明や図面及び出願時の技術水準を参酌しても、特許請求の範囲の記載の一部がいかなる構成をいうか不明である場合、又は、明細書の記載が極めて不備であるため、明細書に記載された当該発明の内容を実施することができない場合においては、前記解釈手法によっても、特許請求の範囲を確定することができないことになるから、結局、技術的範囲の判断基準となる特許請求の範囲自体が、全体として不明瞭に帰するものといわざるを得ない。このような場合は、いかなる係争対象物も当該発明と対比することができないのであるから、仮に係争対象物が特許請求の範囲の記載の一部を満たすとしても、その特許発明の技術的範囲に属するという判断はできないと解するのが相当である。」 ○本件方法発明は構成要件の一部の意義が、「明細書の発明の詳細な説明の記載及び図面並びに当業者の技術常識を参酌しても、いずれも不明確であり、当業者からみて、出願に係る発明

		の内容を合理的に解釈することができないから、全体として、技術的範囲を確定することができない。」してみれば、仮に、被告方法が原告主張のとおりであるとしても、「本件方法発明と被告方法を対比することができないのであるから、被告方法が本件方法発明の技術的範囲に属すると認めることはできない」。
7	玩具銃事件1 審 東京地裁判決 H 14・5・29 H 12ワ 11906 飯村敏明裁判長	「特許請求の範囲の記載のみでは、摺動部材の位置の切り換えが、どのような原理又は機序で実現されているのかが不明であり、結局、本件発明の『特許請求の範囲』の記載から、『ガス圧の低下に伴って』の意義を明確にすることができない。従って、本件明細書の『発明の詳細な説明』欄の記載及び図面を参酌し、これらに開示されている技術内容（これにより当業者が容易に実施し得る技術も含む。）に限定して、特許請求の範囲の記載を解釈するのが相当である」。そうするとクレームの「『上記空間部形成部材内におけるガス圧の低下に伴って位置が切り換えられ（る）』とは、コイルスプリングによる付勢力の存在下において、空間部形成部材内におけるガス圧の低下を原因として、摺動部材の位置が切り換えられるとの意味に限定して解釈するのが相当である」。
8	畳のクセ取り縫着機事件（審判系） 東京高裁判決 H 15・3・10 H 13行ケ 140 篠原勝美裁判長	「構成要件Aは、『該下前側の下前基準線（L）の位置を計算するために検出センサー53で確認した後、該下前側基準線（L）から異動された畳床（5）の下前側における畳幅方向の離間隔（X0）を計算しその計算値になるように畳床（5）を押し付け』というものであり、この記載自体から、『下前側の下前基準線（L）の位置』をどの様に計算するのか、『検出センサー53』で何を確認するのかを理解することはできない。また、下前基準線とは、畳の上前からの各基準における畳幅基準寸法の位置（下前基準点）を結んだ仮定の線であるから、『下前基準線（L）から移動された畳床（5）』の意味するところも不明である。さらに、離間隔とは、実測によって得られた数値であるから、『下前側における畳幅方向の離間隔（X0）を計算し』という意味も不明である。このように、構成要件Aは、その記載自体から意味を理解することはできない」。 また発明の詳細な説明の記載によっても、構成要件Aに関する上記の不明点が明らかとなるものではない。また明細書の記載によれば、本件発明が特許されたのは、「構成要件Aが、従来の畳縫着機にない新規な構成であり、かつ、当業者が容易に想到することができないことによる」と解される。このように構成要件Aが請求項1発明の進歩性を基礎付ける本質的な構成である以上、本件明細書の発明の詳細な説明において、その実施を可能とすべき記載がない限り当業者が容易にこれを実施することは不可能なはずであり、逆に、このような記載がないにもかかわらず、当業者の技術常識を参酌することのみにより構成要件Aの容易な実施が可能となるならば、請求項1発明の進歩性は否定されざるを得ないことになる。…本件全証拠によっても、当業者が技術常識に基づいて構成要件Aを容易に実施することができるものと認めるに足りない。…審決は、本件明細書の記載が実施可能要件を充足するとの誤った判断をしたもの」である。
9	玩具銃事件2 審 東京高裁判決 H 15・9・9 H 14ネ 3714 山下和明裁判長	○本件発明の課題解決のためにクレームに記載された構成は、いずれも機能的、抽象的であるため、クレームの記載のみでは、本件発明が、どのような構成によって弾丸の発射が行われた後にスライダ部の後退が開始されるようにしているのかを明確に理解することはできない。「本件発明に係る特許請求の範囲の記載が上記のとおりのものである以上、内容を明確に理解するためには、本件明細書中の発明の詳細な説明及び図面を参酌する必要がある。」（明細書参酌的必要） ○「当裁判所は、構成要件D③につき、原判決のいうように本件明細書の発明の詳細な説明中の実施例に記載された『コイルスプリングによる付勢』に限られるわけではないものの、『コイルスプリングと均等（等価）な、摺動部材を前方に付勢する部材による付勢力の存在下において、空間部形成部材内のガス圧の低下を原因として摺動部材の位置が切り換えられる』と理解すべきであり、被告製品は、このような摺動部材を付勢する部材を有しないから、構成要件D③を充足しない、と判断する」（技術思想レベルでの認定）。 ○「控訴人の主張する方法のうち、板バネ、弾性ゴム材の付勢力を利用する方法は、実施例におけるコイルスプリングと均等（等価）な方法であると認められるから、本件発明の技術的範囲に含まれるというべきである。しかしながら、そのことから、控訴人が主張するその余のガス圧、ガスの流れ、吸引力などによって摺動部材の位置を切り換える方法までが、当然に、本件発明の技術的範囲に含まれることになるわけのものではない。これら本件明細書に明示されていない方法が本件発明の技術的範囲に含まれているというためには、本件明細書に接した当業者において、これらガス圧などにより摺動部材の位置を切替える方法が、明示の記載がなくとも記載されていると同じであると理解するようなものであることが必要である」（技術思想レベルでの認定）
平成16年法律第120号「裁判所法等の一部を改正する法律」により特許法104条の3が新設された。		
	アイスクリーム充填器事件 東京地裁判決	○「特許請求の範囲に記載された発明の構成が作用的、機能的な表現で記載されている場合において、当該機能ないし作用効果を果たし得る構成であれば、すべてその技術的範囲に含まれると解すると、明細書に開示されていない技術思想に属する構成までもが発明の技術的範囲に

<p>10</p>	<p>H 16・12・28 H 15ワ 19733 三村量一裁判長</p>	<p>含まれ得ることとなり、出願人が発明した範囲を超えて特許権による保護を与える結果となりかねない。しかし、このような結果が生ずることは、特許権に基づく発明者の独占権は当該発明を公衆に対して開示することの代償として与えられるという特許法の理念に反することになる。従って、特許請求の範囲が、上記のような作用的、機能的な表現で記載されている場合には、その記載のみによって発明の技術的範囲を明らかにすることはできず、当該記載に加えて明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌し、そこに開示された具体的な構成に示されている技術思想に基づいて当該発明の技術的範囲を確定すべきものと解するのが相当である。」(特許制度からの要請。技術思想レベルでの認定)</p> <p>○「本件特許発明の目的は、アイスクリーム充填苺について糖度の低い苺が解凍された時にも、苺の中に充填された糖度の高いアイスクリームが柔軟性と形態保持性を有することにあるところ、本件明細書においては、これを実施するために、通常のアイスクリームの成分以外に『寒天及びムース用安定剤』を添加することを明示し、それ以外の成分について何ら言及していない。」加えて、「本件特許発明に進歩性を認めるとすれば、充填されているアイスクリームが『外側の苺が解凍された時点で、柔軟性を有し且つクリームが流れ出ない程度の形態保持性を有していること』を実現するに足りる技術事項を開示した点にあるというべきである。上記によれば、本件特許発明における『外側の苺が解凍された時点で柔軟性を有し且つクリームが流れ出ない程度の形態保持性を有していることを特徴とする』アイスクリームに該当するためには、通常のアイスクリームの成分のほか、少なくとも『寒天及びムース用安定剤』を含有することが必要であると解するのが相当である。」</p> <p>○公然実施による無効事由による権利濫用の抗弁についても、事案にかんがみ念のために判断する。</p> <p>「仮に、…『寒天及びムース用安定剤』を含有することを要するものと解釈しないのであれば、93年商品及び94年商品の販売等により、本件特許発明は、特許出願前に公然実施され、公知となっていたものというべきである。」「本件特許権に基づく差止め、損害賠償等の原告らの請求は、権利の濫用に当たり許されない。」</p>
<p>11</p>	<p>サポート要件大合 議部事件(行ケ) 知財高裁判決 H 17・11・11 H 17行ケ 10042 篠原勝美裁判長</p>	<p>○「特許制度は、発明を公開させることを前提に、当該発明に特許を付与して、一定期間その発明を業として独占的、排他的に実施することを保障し、もって、発明を奨励し、産業の発達に寄与することを趣旨とするものである。そして、ある発明について特許を受けようとする者が願書に添付すべき明細書は、本来、当該発明の技術内容を一般に開示するとともに、特許権として成立した後にその効力の及ぶ範囲(特許発明の技術的範囲)を明らかにするという役割を有するものであるから、特許請求の範囲に発明として記載して特許を受けるためには、明細書の発明の詳細な説明に、当該発明の課題が解決できることを当業者において認識できるように記載しなければならないというべきである。特許法旧36条5項1号の規定する明細書のサポート要件が、特許請求の範囲の記載を上記規定のように限定したのは、発明の詳細な説明に記載していない発明を特許請求の範囲に記載すると、公開されていない発明について独占的、排他的な権利が発生することになり、一般公衆からその自由利用の利益を奪い、ひいては産業の発達を阻害するおそれを生じ、上記の特許制度の趣旨に反することになるからである。そして、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである」。明細書のサポート要件の存在は、特許出願人又は特許権者が証明責任を負う。</p>
	<p>図形回転表示事件 (控訴審) 知財高裁判決 H 18・9・28 H 18ネ 10007 篠原勝美裁判長 (原審は東京地裁 平成17年12月 27日判決参照。 第2次訴訟は東京 地裁平成20年8 月28日判決参照)</p>	<p>○「特許法70条1項は、『特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。』、同条2項は、『前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。』と規定しているところ、元来、特許発明の技術的範囲は、同条1項に従い、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定められなければならないが、その記載の意味内容をより具体的に正確に判断する資料として明細書の記載及び図面にされている発明の構成及び作用効果を考慮することは、なんら差し支えないものと解されていたのであり(最高裁昭和50年5月27日第三小法廷判決・判時781号69頁参照)、平成6年法律第116号により追加された特許法70条2項は、その当然のことを明確にしたものと解すべきである。ところで、特許明細書用語、文章については、①明細書の技術用語は、学術用語を用いること、②用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書全体を通じて統一して使用すること、③特定の意味で使用しようとする場合には、その意味を定義して使用すること、④特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とは矛盾してはならず、字句は統一して使用することが必要であるところ(特許法施行規則様式29〔備考〕7, 8, 14イ)、明細書用語が常に学術用語であるとは限らず、その有する普通の意味で使用されているとも限らないから、特許発明の技術的範囲の解釈に当</p>

12		<p>たり、特許請求の範囲の用語、文章を理解し、正しく技術的意義を把握するためには、明細書の発明の詳細な説明の記載等を検討せざるを得ないものである。また、特許権侵害訴訟において、相手方物件が当該特許発明の技術的範囲に属するか否かを考察するに当たって、当該特許発明が有効なものとして成立している以上、その特許請求の範囲の記載は、発明の詳細な説明の記載との関係で特許法 36 条のいわゆるサポート要件あるいは実施可能要件を満たしているものとされているのであるから、発明の詳細な説明の記載等を考慮して、特許請求の範囲の解釈をせざるを得ないものである。そうすると、当該特許発明の特許請求の範囲の文言が一義的に明確なものであるか否かにかかわらず、願書に添付した明細書の発明の詳細な説明の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈すべきものと解するのが相当である。「我が国の特許制度は、産業政策上の見地から、自己の発明を公開して社会における産業の発達に寄与した者に対し、その公開の代償として、当該発明を一定期間独占的、排他的に実施する権利（特許権）を付与してこれを保護することにしつつ、同時に、そのことにより当該発明を公開した発明者と第三者との間の利害の調和を図ることになっているものと解される（最高裁平成 11 年 4 月 16 日第二小法廷判決・民集 53 卷 4 号 627 頁参照）。本件原出願（昭和 59 年 10 月 2 日出願）に適用される昭和 60 年法律第 41 号による改正前の特許法 36 条 4 項が『第 2 項第 3 号の発明の詳細な説明には、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。』（いわゆる実施可能要件）、同条 5 項が『第 2 項第 4 号の特許請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。ただし、その発明の実施態様を併せて記載することを妨げない。』（いわゆるサポート要件）と定めているのも、発明の詳細な説明の記載要件という場面における、特許制度の上記趣旨の具体化であるということが出来る。従って、特許請求の範囲の記載に基づく特許発明の技術的範囲の解釈に当たって、何よりも考慮されるべきであるのは、公開された明細書の発明の詳細な説明の記載等であって、これに開示されていない従来技術は発明の詳細な説明の記載等に勝るものではない。」（特許制度、36 条、70 条 2 項からの要請）</p> <p>○明細書記載の検討によると、「本件特許発明 1 にいう『読出順序データ』とは、一つの文字コードを走査線でスライスされた行データであり、図形に回転を与えた場合には、二つの文字コードにまたがってアクセスが行われ、そのおのおのが『読出順序データ』として読み出されるもの」である（技術思想レベルでの認定）。</p>
13	<p>地震時ロック事件 東京地裁判決 H 18・10・11 H 17 ワ 22834 市川正巳裁判長</p>	<p>○「特許請求の範囲に記載された発明の構成が機能的、抽象的な表現で記載されている場合において、当該機能ないし作用効果を果たし得る構成であればすべてその技術的範囲に含まれると解すると、明細書に開示されていない技術思想に属する構成まで発明の技術的範囲に含まれることになり、出願人が発明した範囲を超えて特許権による保護を与える結果となりかねないが、このような結果が生ずることは、特許権に基づく発明者の独占権は当該発明を公衆に対して開示することの代償として与えられるという特許法の理念に反することとなる。」（特許制度からの要請）</p> <p>○「従って、特許請求の範囲が上記のような表現で記載されている場合には、その記載のみによって発明の技術的範囲を明らかにすることはできず、上記記載に加えて明細書の発明の詳細な説明及び図面の記載を参酌し、そこに開示された具体的な構成に示されている技術思想に基づいて当該発明の技術的範囲を確定すべきである。具体的には、明細書及び図面に開示された構成及びそれらの記載から当業者が実施し得る構成が当該発明の技術的範囲に含まれると解するのが相当である。」（技術思想レベルでの認定）</p>
14	<p>開き戸の地震時 ロック方法事件 大阪地裁判決 H 21・4・27 H 20 ワ 4394 山田陽三裁判長</p>	<p>○「特許請求の範囲の記載が作用的、機能的に記載されている場合、発明の外延が不明確になりがちであり、またこれを文言どおりに解すると明細書で開示された技術思想に属しない構成までもが技術的範囲に含まれることになりかねず妥当でない。しかし、他方で、被告が主張するように、特許請求の範囲が作用的、機能的に記載されているからといって、明細書の発明の詳細な説明に開示された実施例のみに限定されると解すべきではなく、明細書の発明の詳細な説明の記載から当業者が認識し得る技術思想に基づいて当該発明の技術的範囲を定めるのが相当である。」（特許制度からの要請。技術思想レベルでの認定）</p> <p>「本件各特許発明においては、地震のゆれによって係止手段が自ら移動するとの技術思想が開示されているというべきである。そうすると、構成要件 C の『係止手段が地震のゆれの方で開き戸の障害物としてロック位置に移動し』というためには、少なくとも地震のゆれによって係止手段が自らロック位置に移動する構成であることを要するというべきである。」（技術思想レベルでの認定）</p> <p>【104 条の 3 の主張（構成要件 D の「開き戸の自由端でない位置」の構成はサポート要件違反との主張）に対する判断】</p> <p>「本件明細書の発明の詳細な説明では『地震時のロックが確実にする』との効果を奏することにより本件各特許発明の課題を解決することができる」と当業者が認識できるように記載された取付位置は、あくまで『自由端から蝶番側へ（一定程度）離れた位置』であり、『自由端でない位</p>



		置』との特許請求の範囲の記載は、発明の詳細な説明に記載された発明の範囲を超えるというべきである」。特許法 36 条 6 項 1 号の定めるサポート要件を充たすとは認められず、特許法 104 条の 3 により、本件特許権を行使することができない。
15	調理レンジ事件 大阪地裁判決 H 21・9・10 H 19 ワ 16025 田中俊次裁判長	「特許請求の範囲の発明の構成が機能的、抽象的な表現で記載されている場合に、当該機能ないし作用効果を果たし得る構成がすべてその技術的範囲に含まれるとすれば、明細書に開示されていない技術的思想に属する構成までもが発明の技術的範囲に含まれることになりかねず、特許権に基づく独占権が当該特許発明を公衆に対して開示することの代償として与えられるという特許法の理念に反することになり、相当でない。」(特許制度からの要請) 「本件特許発明 1 の技術的範囲を確定するに当たっては、本件明細書 1 の発明の詳細な説明及び図面を参酌し、そこに開示された加減圧手段に関する記載内容から当業者が実施し得る構成に限り、その技術的範囲に含まれると解するのが相当である。」「本件明細書 1 の発明の詳細な説明及び図面を参酌して、その記載内容等から当業者が実施し得る加減圧手段の構成は、ポンプ 4 のようなそれ自体の作動により加圧及び減圧を繰り返すことができるようなもの、すなわち、加熱手段によるレンジ室内の加熱に伴う圧力変化とは無関係にそれ自体の作動によりレンジ室内の加圧及び減圧を繰り返し行うものと解するのが相当である。」(技術思想レベルでの認定)
16	レベル・センサ事件 大阪地裁判決 H 21・12・24 H 20 ワ 10854 田中俊次裁判長	○「事案にかんがみ、争点 2-5-1 (サポート要件違反①) から判断することとする。旧特許法 36 条 5 項 1 号は、『特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること』と規定し、特許請求の範囲の記載がこれに適合することを求めている(明細書のサポート要件)。その趣旨は、発明を公開させることを前提に、その発明に特許を付与して一定期間その発明を業として独占的、排他的に実施することを保障し、もって、発明を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とする特許制度の趣旨に基づき、願書に添付すべき明細書に、発明の技術内容を一般に開示させるとともに、その効力の及ぶ範囲(特許発明の技術的範囲)を明らかにするという役割を果たさせるため、明細書の発明の詳細な説明に、その発明の課題が解決できることを当業者において認識できるように記載することを要求し、公開されていない発明について独占的、排他的な権利が発生することにより、一般公衆からその自由利用の利益を奪い、ひいては産業の発達を阻害することを防ぐことにある。そして、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである」 ○「本件特許に係る出願時の技術常識に照らして、本件明細書の上記記載から、『動作環境下で強い水流や液面上の浮遊物から受ける外力を受けてもスイッチが確実に作動する』との効果を得るために、平衡重りの重量をセンサ全重量の 30% 以上にすることの技術的意義ばかりでなく、平衡重りの重量をセンサ全重量の一定割合を超えるように設定することの技術的な意味を当業者が理解することができないというべきである。他に、平衡重りの重量をセンサ全重量の一定割合を超えるように設定することの技術的な意味を示唆するような記載も見当たらない」。従って、本件特許の特許請求の範囲の記載はサポート要件に違反するというべきであり、104 条の 3 によって請求を棄却する。